

始良市立少年少女合唱団

出演依頼時における注意事項について

1 出演の対象

「始良市立少年少女合唱団」出演の対象は、以下のとおりです。

- (1) 市主催、市共催または市後援のイベントや行事など
- (2) 上記のほか社会教育課が出演可能と判断したもの。(地域の行事など)

2 出演受付期間

出演日より1か月前までに申請してください。(あくまで目安です。)

3 出演地域

原則として、始良市内および近隣市町村です。

4 出演にかかる費用など

出演日や開催場所によっては、合唱団指導者への謝金の支払いや交通費等が発生する場合がありますので、社会教育課担当者までご確認ください。

5 依頼の流れ

【1 控室および出演に必要器具の確保】

当日の出演前にウォーミングアップ(声出し)を行います。20人程度入れる部屋またはスペースを確保してください。

また、出演にあたり、次のものを用意していただく必要があります。

[必要なもの] ・ピアノ(必須) ・ひな壇(できれば) ・指揮台(できれば) ・譜面台(できれば)

【2 出演可能かどうかの確認】

事業のおおまかな内容および出演日時を社会教育課にお知らせください。社会教育課担当を通して指導者及び団員に出演の可否を確認します。確認に1週間から10日ほどお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【3 出演依頼】

別紙「出演依頼書」に必要事項をご記入のうえ、始良市教育委員会社会教育課までお申込みください。申請書は郵送・FAX・メール等で受付いたします。

また、申請書と併せて事業の内容がわかる資料(チラシなど)をご提出ください。

【4 出演許可】

受け付けた申請書を審査し、出演可能と判断した場合、ご連絡いたします。その際、出演時間・曲目等について細かな打ち合わせを行います。

【5 出演当日】

当日は社会教育課担当者、出演者のほか保護者数名が会場にお伺いしますので、事業担当者の方は控室への誘導等をお願いいたします。

6 注意事項・その他

(1) 申請のあった事業が、以下に該当するときは出演することができません。

ア 法令および公序良俗に反し、または反するおそれがあるとき。

イ 特定の個人・企業・政党・宗教団体を支援し、公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

ウ 会場内での出演者、指導者等の安全が確保できないとき。

エ その他社会教育課が出演を認められないとき。

(2) 上記の内容に出演申込者が違反したときは、出演承認を取り消します。また、取り消したことによる出演申込者に発生した損害については、当合唱団は一切の責任を負いません。

※出演依頼についての詳細につきましては、

下記までお問合せください。

《お問合せ先》

始良市教育委員会社会教育課生涯学習係

TEL 0995-66-3111（内線 254）

FAX 0995-55-8359

E-mail : gakushu@city.aira.lg.jp